

令和5年横審第23号

裁 決

漁船A乗組員負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年12月9日13時00分

愛知県佐久島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 16.80メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 540キロワット

3 事実の経過

(1) 設備

Aは、平成6年9月に進水した機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室、船尾甲板前部に漁網及びえい網索巻上げ用のリールドラム付きウインチ（以下「巻上機」という。）2台を船幅方向に並べて配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側からレーダー、魚群探知機、ソナー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置、操舵室後部囲壁後方に舵輪、機関遠隔操縦装置及び巻上機操作装置が組み込まれたコンソール（以下「後部操縦区画」という。）をそれぞれ備えていた。

(2) 操業形態等

Aは、周年でいわし漁に従事しており、投網が、機関を回転数毎分800にかけ、僅かの前進行きあしとなり、先端部から長さ約50メートルの袋網、長さ約100メートルの袖網を繰り出したところで、並走する僚船を左舷側に接舷させ、袖網に連結した直径約28ミリメートル長さ200メートルの合成繊維製のえい網索1本を同船に引き渡し、それぞれ船尾に、えい網索が船幅を越えて移動するのを抑制する目的で、直径約30ミリメートル長さ約1メートルの鋼製支柱（以下「ガイドバー」という。）2本を設置し、えい網索を50メートルないし150メートル延出し、船間距離約100メートルを維持するえい網態勢となり、機関を回転数毎分1,000にかけ、1.4ノットないし1.5ノットの対地速力で、30分ないし1時間かけてえい網を行った後、僚船からえい網索を受け取り、甲板員を船尾甲板中央部で、えい網索の走行を人力で調整させると共に袖網及び袋網を巻き込む作業に当たらせ、自らは後

部操縦区画で、舵輪及び巻上機操作装置の操作に就き、機関を回転数毎分800にかけ、ほぼ行きあしのない状態で、20分かけて揚網を行うものであった。

(3) えい網中に根掛かりしたときの離脱方法

a 1 受審人は、えい網中に、ほぼ前進行きあしを失うようになったら、根掛かりしたと判断し、えい網態勢のまま機関の出力を上げて離脱を試み、それでも離脱できないときには、機関と巻上機を併用してえい網索を緊張させることで離脱を図り、機関と巻上機を併用してえい網索を緊張させる際には、甲板員を船尾甲板巻上機寄り（以下「退避区画」という。）へ移動するように指示していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 1 受審人及び甲板員 a 2 ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年12月9日04時30分愛知県大浜漁港を発し、僚船2隻と共に佐久島北東方沖合の漁場に向かった。

a 1 受審人は、06時30分前示漁場に到着して魚群探索と操業を繰り返し、12時00分僚船にえい網索を引き渡して操舵室で操船し、3回目のえい網を開始したところ、12時57分佐久島港太井ノ浦防波堤灯台（以下「佐久島灯台」という。）から047度（真方位、以下同じ。）1,800メートルの地点付近で、船首が135度を向いていたとき、ほぼ前進行きあしを失い、僚船側の袖網が根掛かりしたことを知り、えい網態勢のまま機関を回転数毎分1,200に増速して離脱を試みたものの、離脱できなかったことから、機関と巻上機を併用してえい網索を緊張させて根掛かりした網を離脱させることとし、全甲板員に作業内容を伝えたものの、後部操縦区画に移動すると、船尾甲板右舷中央部で待機する a 2 甲板

員を認めた。

a 1 受審人は、13時00分僅か前佐久島灯台から047度1,800メートルの地点で、船首が135度を向き、根掛かりした網を離脱させることとしたとき、a 2 甲板員を船尾甲板右舷中央部で待機させた状況で、機関と巻上機を併用してえい網索を緊張させると、船尾が不規則に振れると共に同索がガイドバーを乗り越え、同甲板員を強打するおそれがあったが、過去の経験からえい網索がガイドバーを乗り越えることがまれであったので、今回も乗り越えることはないものと思い、退避区画への移動指示を徹底するなど、乗組員に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうしてa 1 受審人は、a 2 甲板員を船尾甲板右舷中央部で待機させたまま、機関と巻上機を併用してえい網索を緊張させたところ、急激に船尾が左舷方に振れると共にえい網索がガイドバーを乗り越え、13時00分Aは佐久島灯台から047度1,800メートルの地点において、船首が155度を向いたとき、緊張した同索が同甲板員の左上腕を強打した。

当時、天候は曇りで風力3の北北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。

その結果、a 2 甲板員が、左上腕骨挫傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、佐久島東方沖合において、機船船びき網漁の操業中、根掛かりした網を離脱させる際、乗組員に対する安全確保の措置が不十分で、緊張したえい網索が船尾甲板右舷中央部で待機していた甲板員の左上腕を強打したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、佐久島東方沖合において、機船船びき網漁の操業中、

根掛かりした網を離脱させる場合、甲板員を船尾甲板右舷中央部で待機させた状況で、機関と巻上機を併用してえい網索を緊張させると、船尾が不規則に振れると共に同索がガイドバーを乗り越え、甲板員を強打するおそれがあったのだから、退避区画への移動指示を徹底するなど、乗組員に対する安全確保の措置を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、過去の経験からえい網索がガイドバーを乗り越えることがまれであったので、今回も乗り越えることはないものと思い、乗組員に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、急激に船尾が左舷方に振れると共に同索がガイドバーを乗り越え、緊張したえい網索が船尾甲板右舷中央部で待機していた甲板員の左上腕を強打し、同甲板員を負傷させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 9 月 3 日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 丸 田 稔

審判官 菅 生 貴 繁

審判官 浅 野 活 人